

高齢者の監督責任

名古屋大学名誉教授・明治学院大学名誉教授
加賀山 茂



目次

■ 人の能力の盛衰

■ 監督者責任の構造

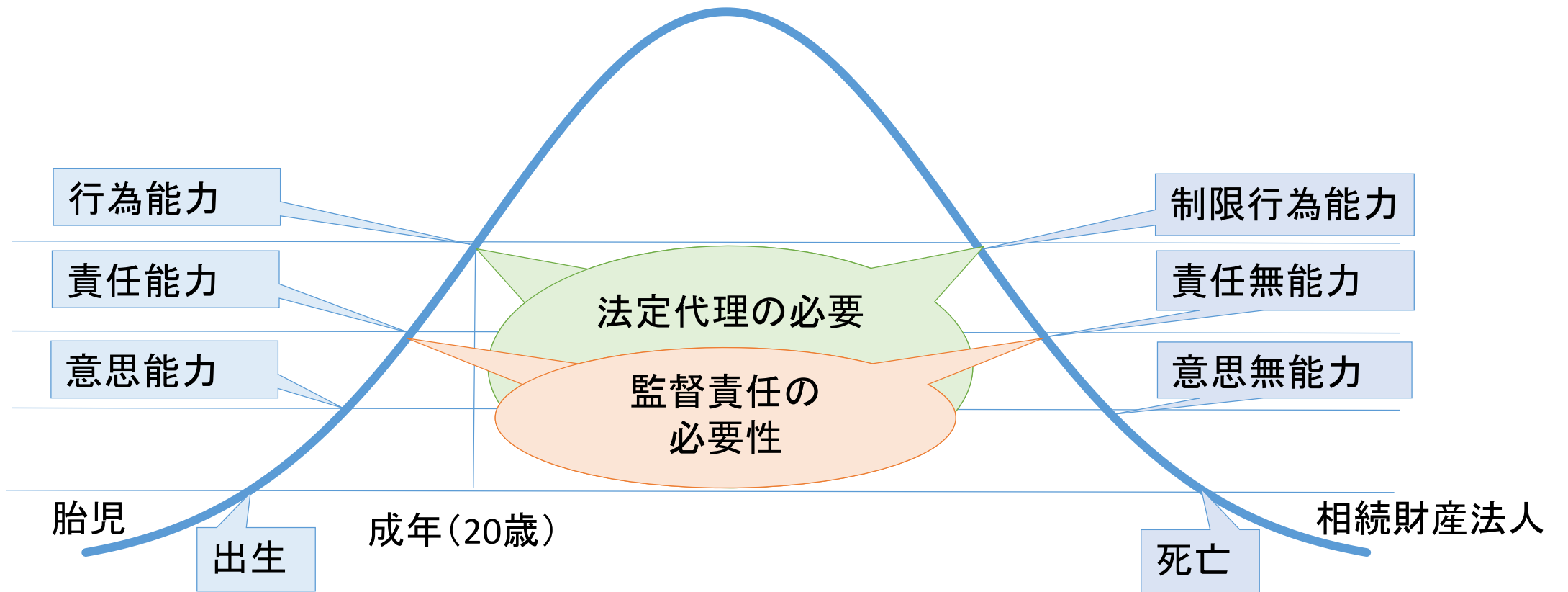
- 責任能力者だけによる一般の共同不法行為の構造
- 責任能力がある未成年者の不法行為における監督者責任の構造
- 責任能力のない未成年者の加害行為における監督者責任の構造

■ 民法714条の立法理由とその批判

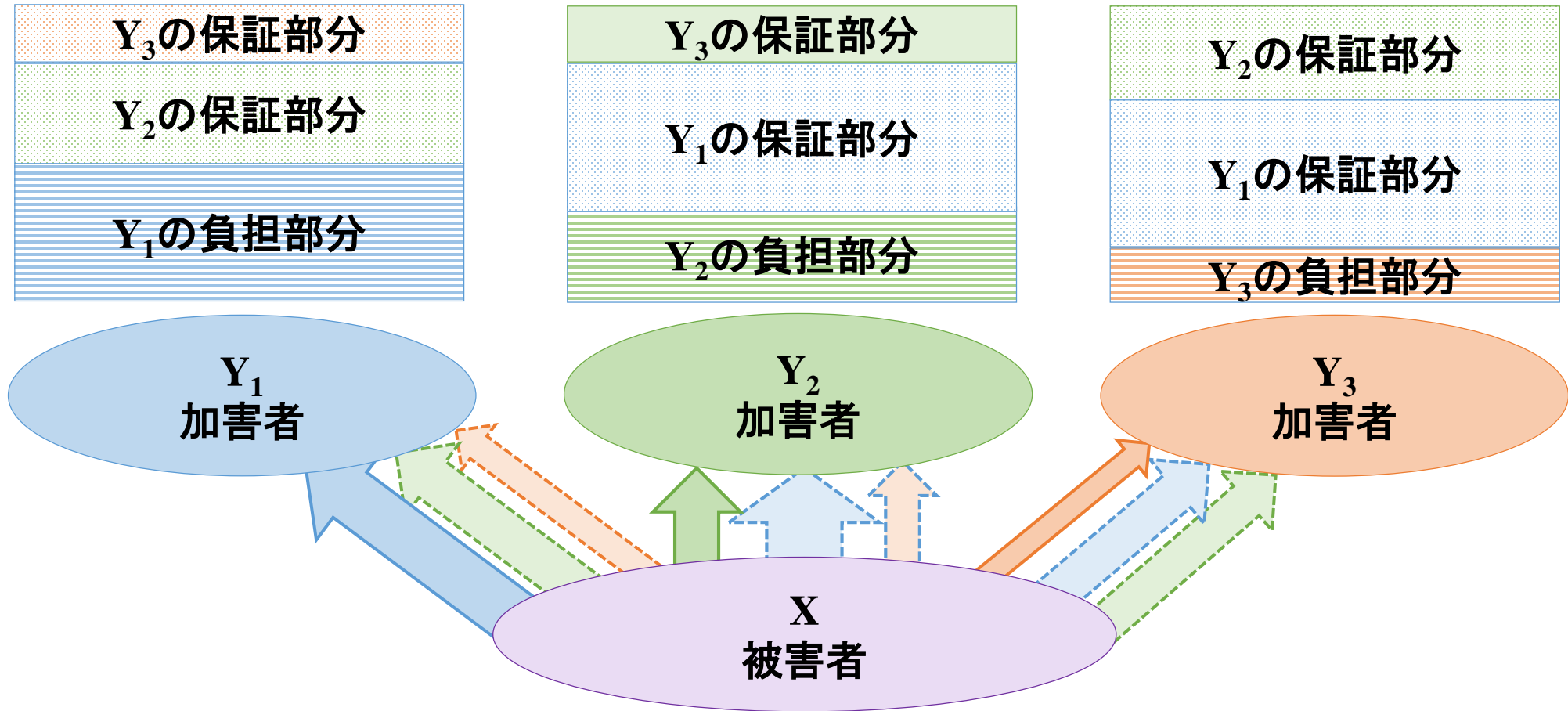
- 旧民法財産編第371条, 372条
 - フランス民法1384条(現行1242条)
 - ドイツ民法832条
 - 現行民法714条
 - 現行民法立法理由とその批判(1,2,3,4)
 - オランダ民法第6編第169条
- ## ■ 民法714条改正私案
- 民法改正案(加賀山・改正私案)



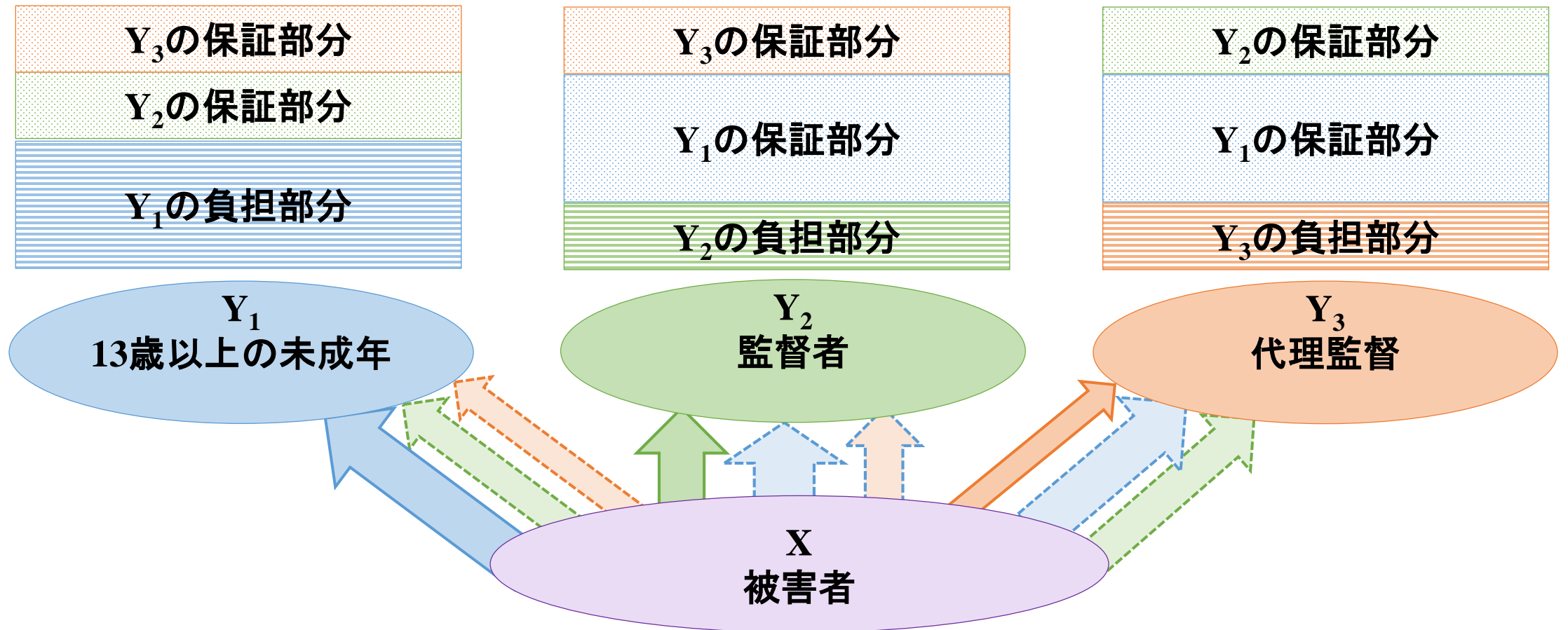
人の能力の盛衰



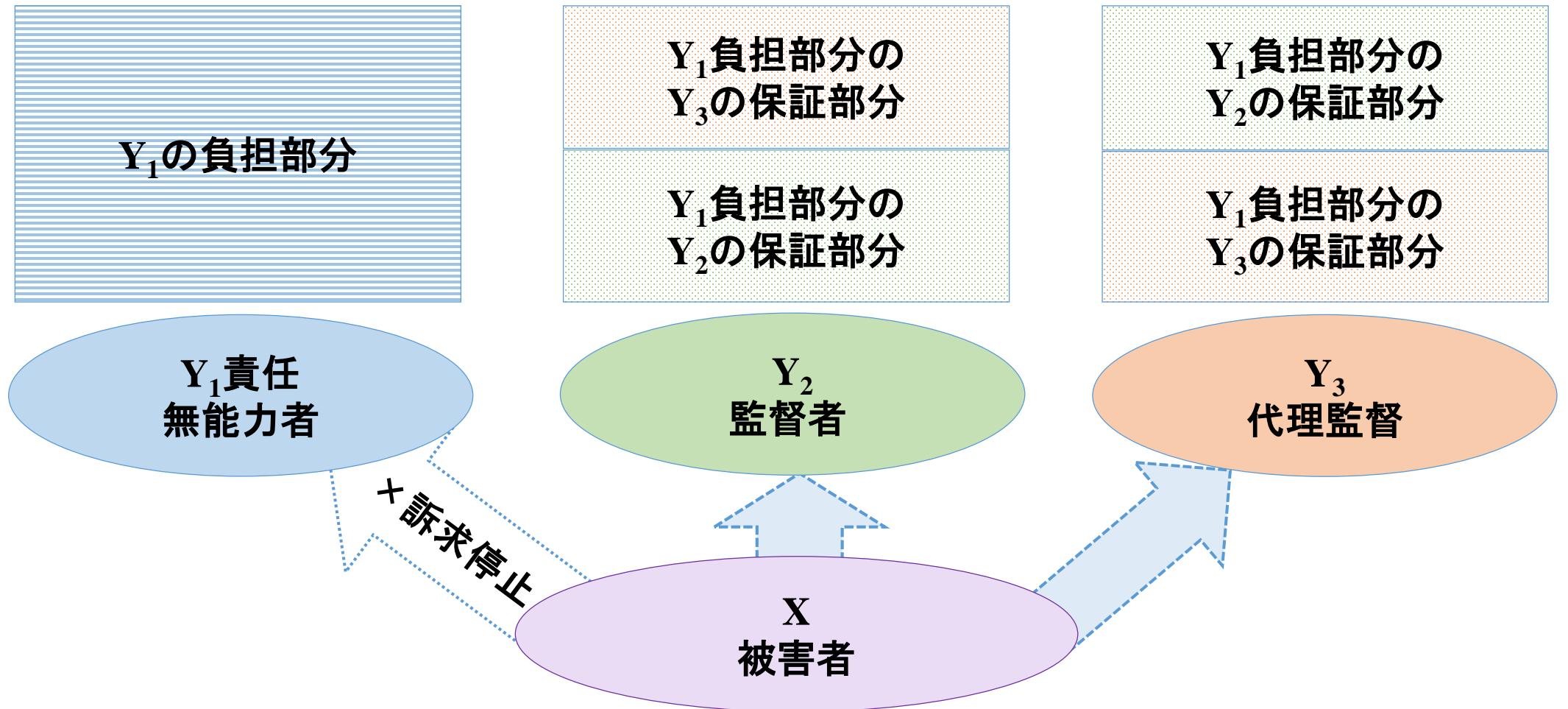
共同不法行為者の担保責任



責任能力がある未成年者の監督者 代理監督者の担保責任



責任無能力者の監督者の担保責任



旧民法 財産編

■第371条〔一般不法行為〕

- 何人を問はず，自己の所為又は懈怠より生ずる損害に付き其責に任ずるのみならず，尚ほ，自己の威権の下に在る者の所為又は懈怠及び自己に属する物より生ずる損害に付き，下の区別に従ひて其責に任ず。

■第372条〔監督者責任〕

1. 父権を行ふ尊属親は，己れと同居する未成年の卑属親の加へたる損害に付き其責に任ず。
2. 後見人は，己れと同居する被後見人の加へたる損害に付き其責に任ず。
3. 瘋癲白痴者を看守する者は，瘋癲白痴者の加へたる損害に付き其責に任ず。
4. 教師，師匠及び工場長は未成年の生徒，習業者及び職工が自己の監督の下に在る間に加へたる損害に付き其責に任ず。
5. 本条に指定したる責任者は，損害の所為を防止する能はざりしことを証するときは，其責に任ぜず。



フランス民法典

■ Art.1382 →

Art.1240〔一般不法行為〕

■ フォート(故意又は過失)によって他人に損害を生じさせた者は、その行為から生じた損害を賠償する責任を負う。

■ Art.1384 → Art.1242〔他人の行為, 物の所為に関する責任〕

■ ① 自己の行為によって生じる損害についてだけでなく, 自己が責任を負うべき他人の行為, もしくは, 保管する物によって生じた損害についても, 責任を負う。

■ ②～③ 略

■ ④ 父および母は, 親権を行使する限りにおいて, 同居する未成年の子が生じさせた損害について連帯して責任を負う。



ドイツ民法典

■ § 832 (監督義務者の責任)

- ① 未成年であるため、または、精神上、もしくは、肉体上の状況によって監督を要する者を監督すべき法律上の義務を負う者は、被監督者が不法に第三者に加えた損害を賠償する義務を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、または、相当の監督をしても損害が生じるときはこの限りでない。
- ② 契約によって監督義務者に代わって監督をする者も、同一の責任を負う。



現行民法

■第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）

- ①前2条〔責任能力〕の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。（下線部は、民法の現代語化の時に追加されたもの）
- ②監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。



現行民法の立法理由とその批判(1/3)

- 本条は、既成法典財産編第371条及び第372条を合して之に修正を加へたり。
- 即ち、既成法典第371条は自己の不法行為に本づく損害賠償の責に任ずるは勿論、他人が自己の威権の下に在る限は、此者の不法行為に付ても亦其責に任ぜざるべからずと為すと雖も、之れ、或は羅馬法の旧套を墨守するものにして、羅馬法の如く家長の威権の下に従属せる者の独立の人格を認めずして、家長の人格中に埋没せらるるものと認むるに於ては、或人が他人の行為に付き其責に任ずと云ふも敢て怪むに足らずと雖も、斯の如き立法主義の行はれざる今日の法律上に於て、他人の行為に付き当然其責に任ずと云ふは、理論に適したるものと云ふべからず。



現行民法の立法理由とその批判(2/3)

- 故に、本案は多数の立法例の如く、本条に於て、前二条に掲ぐる無能力者を監督すべき法定義務者は、其無能力者が第三者に加へたる損害を賠償せざるべからざることを認むと雖も、此責任は右法定義務者が監督義務を怠りたるに因りて生ずるものにして、即ち、自己の故意又は過失の責に任ずるに外ならず。
←監督者の個人責任主義の採用。**それなら、民法709条で十分との批判あり。**
- 従て、其義務を怠らざりしこと証明するときは、賠償の責を免がるべきものと為せり。加之、前二条の規定に依り、無能力者が自ら不法行為の責に任ずべきときは、監督義務者は、固より賠償の責任を負ふべき理由なきに因り、本条前段の規定に依り、監督義務者が責任を負ふべき場合を限定せり。
←監督者責任の制限。**その場合は、無能力者と監督者とが平等の責任を負うべきであり、それを妨げているこの規定を削除すべきとの批判あり。**



現行民法の立法理由とその批判(3/4)

- 既成法典財産編第372条は，監督者及び其威権の下に在る者を列挙すと雖も，煩雑にして，却て脱漏の虞なしとせざるに因り，
- 本案は寧ろ概括的の通則を掲げ，本案第1項に於ては，父母後見人等の如き無能力者を監督すべき法定義務者の責任を規定し，第2項に於て，教師，師匠等の如き法定義務者に代はりて無能力者を監督すべき者，即ち所謂約定義務者も亦法定義務者と同一の責に任ずべき通則を掲げたり。
 - ← **監督者と代理監督者との関係が不明だとの批判あり**。穂積は，独立の責任だとし，梅は，選任の適否によって一方だけの責任が小実と答弁し，議論は混乱を極める。



現行民法の立法理由とその批判(4/4)

- 其他既成法典は、仏民法法々系の立法例に倣ひ、同第372条に掲ぐる責任者は損害の所為を防止すること能はざりしことを証明するときは、其責に任ぜざる旨を規定すと雖も、防止の能不能は實際上極めて判定し難きに因り、本案は独乙民法草案、瑞士債務法其他二三の立法例に倣ひ、本条第1項但書の規定に依り、本条の責任者は監督の義務を怠らざりしことを証明するときは、賠償の責に任ぜずと為せり。

← **監督者が監督の義務を尽くしたことの証明と、監督者が被監督者の違法行為を防止することができなかつたことの証明の違いが不明確であるとの批判あり。**被監督者の行為時の監督義務なのか、教育を含めて違法行為を防止する義務なのかが問われている。



オランダ民法典

■第6編 第169条〔未成年者の監督者責任〕

- ①〔責任無能力者の監督者の担保責任〕14歳未満の子の行為によって第三者が損害を被ったときは、もしも、年齢を考慮しなければ、それが不法行為とみなされる場合には、その子に対して親権又は後見を行使する者は、損害賠償責任を免れることができない。
- ②〔制限責任能力者の監督者の厳格責任〕14歳以上16歳未満の子の瑕疵ある行為によって第三者が損害を被った場合には、その子に対して親権又は後見を行使する者は、被監督者の行為を防止することができなかったことを証明したときは、損害賠償の責任を免れることができる。



民法改正案(加賀山・改正私案)

■第714条(責任無能力者の監督義務者の責任)

- ①〔**監督者の担保責任**〕前2条〔責任能力〕の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、責任無能力者の行為が、責任能力者の行為であったとしても、不法行為を構成しない場合は、この限りでない。
- ②〔**被監督者と監督者との連帯責任**〕監督者と責任能力を有するが、未成年者又は賠償の資力を有しない者が第三者に損害を与えた場合には、その者を監督する法定の義務を負う者は、被監督者が第三者に加えた損害を連帯して賠償する責任を負う。ただし、監督義務者が、被監督者の行為を防止できなかったことを証明したときは、この限りでない。
- ③〔**代理監督者の責任**〕監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前二項の責任を負う。

